

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1：育児・介護休業法の周知
産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の
社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年6月～ 制度に関するパンフレットを職員に配布

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標2：ノー残業デイの実施
労働時間の短縮、余暇時間の充実、経費削減等を
目的に毎週1回、仕事を切り上げて退社する。

<対策>

- 平成27年4月～ 各部所でノー残業デイの日を設け実施